



福岡医発第2688号(地)
平成30年1月25日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

訪問看護ステーションの大規模化等に対する支援について

標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部介護保険課より別添のとおり通知がありました。

本件は、訪問看護ステーションの大規模化及びサテライト型事業所の設置を進めるため、地域医療介護総合確保基金より補助金が交付されることとなり、その交付要件等が別紙のとおり定められたものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、当該補助金については、予算の関係上平成30年度より交付される予定ですが、補助金の交付申請を行う場合には、あらかじめ福岡県(介護保険課)に協議を行う必要があり、交付決定前に着手した事業につきましては、補助の対象となりませんので申請を検討される場合は、下記問い合わせ先にご相談いただきますようお願い申し上げます。

また、本件につきまして、福岡県訪問看護ステーション連絡協議会より会員ステーション宛て通知されておりますことを申し添えます。

問い合わせ先

福岡県保健医療介護部介護保険課施設整備係

担当：田中・池田

TEL：092-643-3249

FAX：092-643-3309

E-mail：ikedaj7080@pref.fukuoka.lg.jp

「公印省略」

29 介 第 4703 号
平成 29 年 12 月 28 日

福岡県医師会 会長 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長
(施 設 整 備 係)

訪問看護ステーションの大規模化等に対する支援について

このことについて、県では、訪問看護ステーションの大規模化及びサテライト型事業所の設置を進めるため、地域医療介護総合確保基金による介護施設等の開設準備経費等支援事業を実施しています。

この事業による補助金の交付要件等をまとめましたので、別紙のとおりお知らせします。

つきましては、貴会会員の皆様にお知らせいただきますようお願いいたします。

当該補助金については、予算の関係で原則として平成 30 年度から交付する予定ですが、実施を検討される会員の方には、できる限り早く当課（施設整備係）に相談するよう、併せてお知らせください。

【連絡先】

介護保険課施設整備係

担当：田中・池田

TEL 092-643-3249 FAX 092-643-3309

E-mail ikeda-j7080@pref.fukuoka.lg.jp

訪問看護ステーションの大規模化等に対する支援について

訪問看護ステーションの大規模化及びサテライト型事業所の設置に対する福岡県地域密着型施設等整備補助金（介護施設等の開設準備経費等に対する補助金。以下「補助金」という。）の交付要件等は、次のとおりとする。

1 訪問看護ステーションの大規模化

(1) 補助対象事業所

常勤の看護職員の配置数が7人未満である既存の訪問看護ステーション

※ みなし指定訪問看護事業所（病院又は診療所）を除く。

(2) 補助要件

次のア、イ及びエ又はア、ウ及びエの要件のいずれかを満たすこと。

ア 常勤の看護職員を1人以上増員すること。

イ 常勤の看護職員が5人未満の事業所にあつては、増員後、常勤の看護職員の配置数が5人以上となること

ウ 常勤の看護職員が5人以上7人未満の事業所にあつては、増員後、常勤の看護職員の配置数が7人以上となること。

エ 増員後、24時間365日、訪問看護を提供できる体制を確保すること（緊急時訪問看護加算の届出を行うこと。）。)

(3) 補助基準単価

3,090 千円／施設

(4) 補助対象経費

職員訓練期間中の雇上げ、職員募集経費、備品購入費等

2 訪問看護ステーションのサテライト型事業所の設置

(1) 補助対象事業所

既存の訪問看護ステーション

※ みなし指定訪問看護事業所（病院又は診療所）を除く。

(2) 補助要件

ア サテライト事業所は、県内の市町村の区域において設置すること。

イ 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成11年9月17日老企第25号厚生省保健福祉局企画課長通知)に定める要件を満たすこと。

(3) 補助基準単価

3,090 千円／施設

(4) 補助対象経費

職員訓練期間中の雇上げ、職員募集経費、備品購入費、開設のための普及啓発費等

3 手続

訪問看護ステーションを運営する事業者が、当該訪問看護ステーションのサテライト事業所の設置を行う場合には、所管の保健福祉（環境）事務所に事前協議を行って、届出等の手続を行う必要があります。

また、補助金の交付申請を行う場合には、あらかじめ県（介護保険課）に協議を行う必要があります。なお、補助金の交付決定前に着手した事業は、補助の対象となりません。